



**警察庁**

– National Police Agency –

# 自転車<sup>①</sup>の安全利用に向けた施策について

～交通反則通告制度の導入に向けた制度の解説～

令和8年1月21日

警察庁交通局

# 本日お話ししたいこと

---

- **自転車を取り巻く交通事故情勢等について**
- **令和6年 道路交通法の一部を改正する法律（自転車関係）の概要について**
- **「自転車ルールブック」について**
- **「自転車の交通安全教育ガイドライン」等について**
- **皆さまへのお願い**

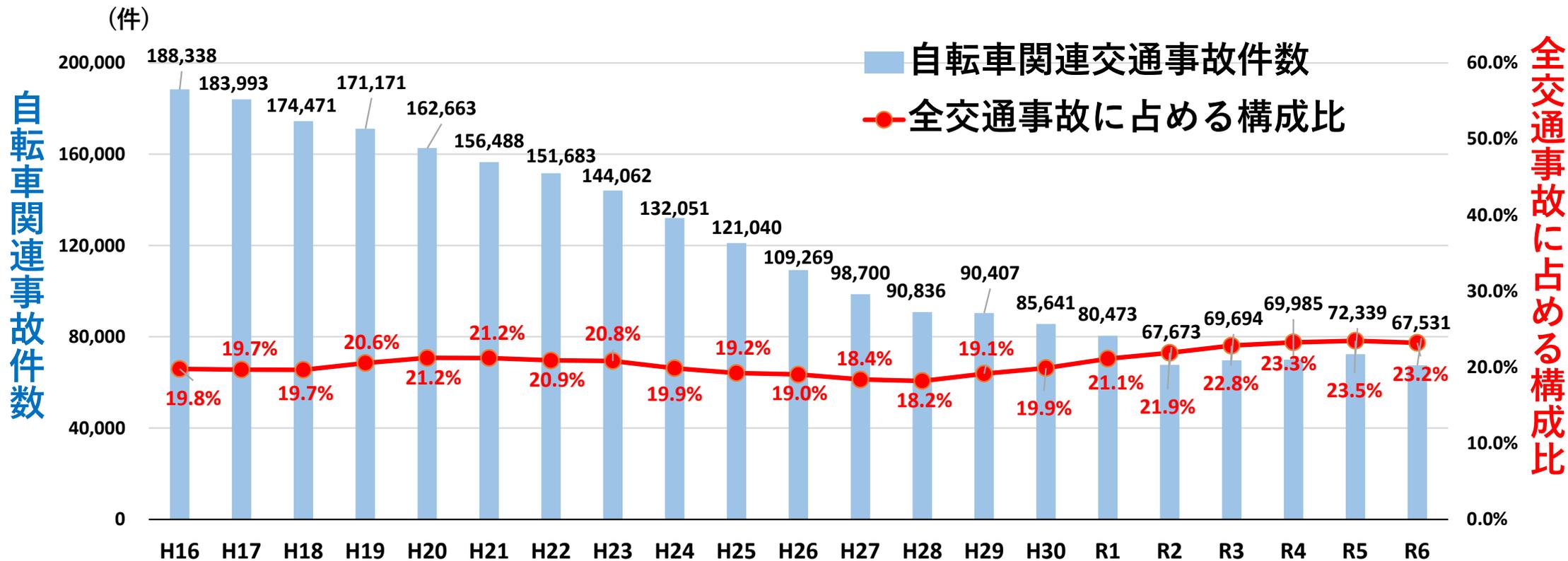
# 本日本話したいこと

---

- **自転車を取り巻く交通事故情勢等について**
- 令和6年 道路交通法の一部を改正する法律（自転車関係）の概要について
- 「自転車ルールブック」について
- 「自転車の交通安全教育ガイドライン」について
- 皆さまへのお願い

# 自転車を取り巻く交通事故情勢等

## ● 自転車関連事故件数（自転車第1・第2当事者）及び全交通事故に占める構成比の推移

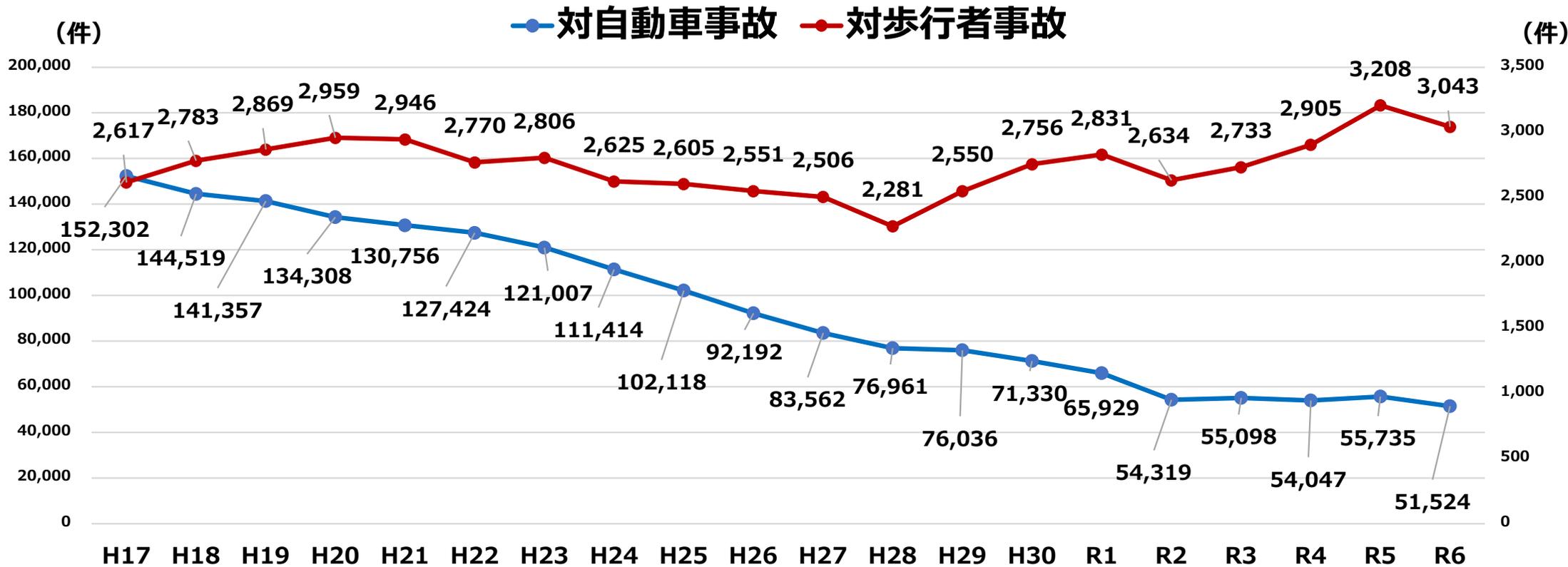


交通事故件数の総数が減少傾向にある中、自転車関連事故は7万件前後で横ばいで推移

全交通事故に占める自転車関連事故の構成比は増加傾向

# 自転車を取り巻く交通事故情勢等

## 自転車と自動車、自転車と歩行者事故件数の推移

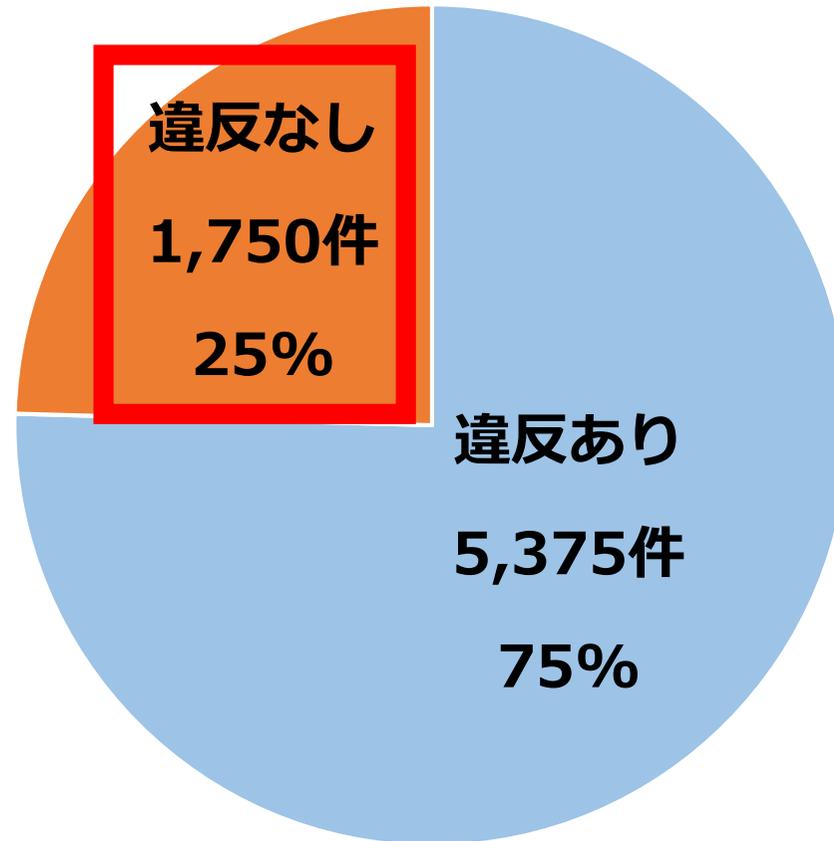


自転車と歩行者の事故の発生件数は増加傾向

自転車と自動車の事故は減少傾向であるが、年間約5万件発生しており、自転車関連事故の約8割を占める

# 自転車を取り巻く交通事故情勢等

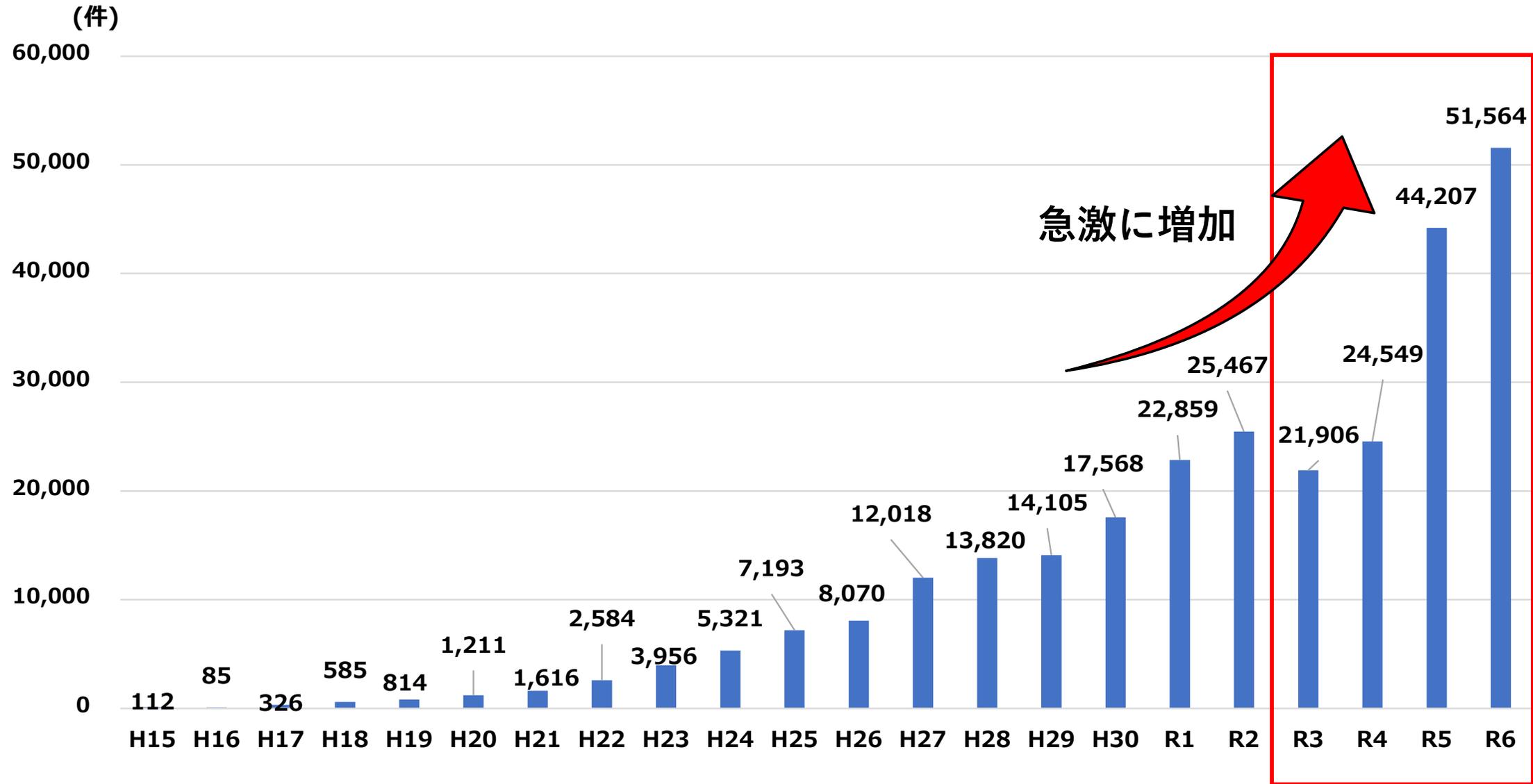
## ● 自転車乗用中の死亡・重傷事故（令和6年）における自転車による法令違反の有無



▶ 自転車乗用中の死亡・重傷事故のうち、約4分の3には自転車側にも法令違反

# 自転車を取り巻く交通事故情勢等

## ● 自転車の交通違反の検挙件数の推移



▶ 自転車の交通違反の検挙件数は近年増加

# 本日本話したいこと

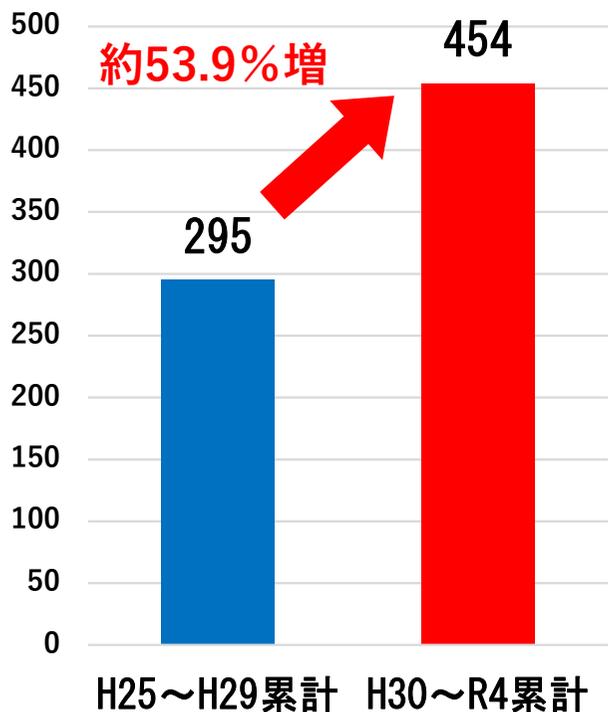
---

- 自転車を取り巻く交通事故情勢等について
- **令和6年 道路交通法の一部を改正する法律（自転車関係）の概要について**
- 「自転車ルールブック」について
- 「自転車の交通安全教育ガイドライン」等について
- 皆さまへのお願い

# 令和6年 道路交通法の一部を改正する法律（自転車関係）

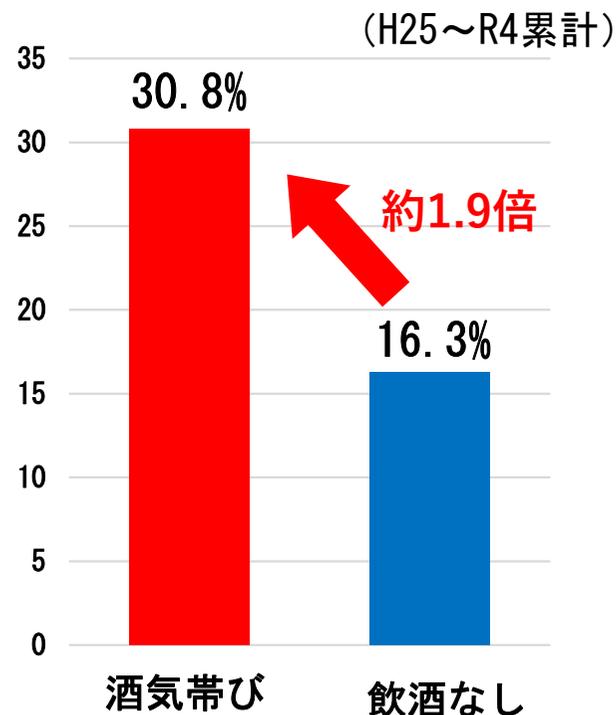
## ① 自転車の運転における携帯電話使用等及び酒気帯び運転の禁止【令和6年11月1日に施行】

### 携帯電話使用等に起因する交通事故件数



(参考) 原付以上は、約21.8%減少

### 酒気帯び運転による死亡重傷事故率



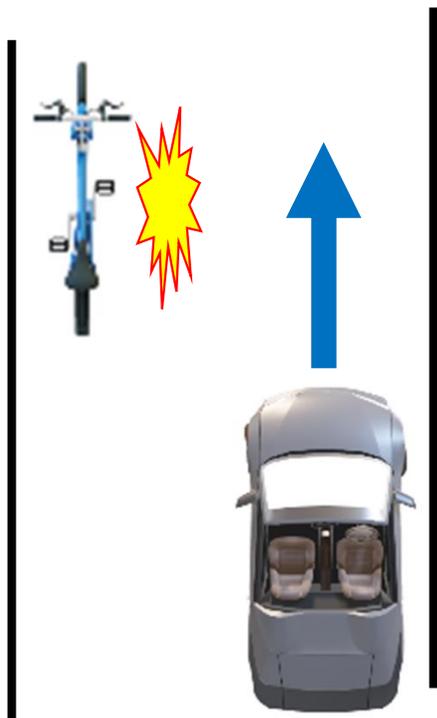
(参考) 原付以上の酒気帯び運転は、16.9%

※令和6年の法改正に向けて令和5年に作成した資料であるため、平成25年から令和4年の統計データを使用

- 自転車の運転中の携帯電話使用等に起因する交通事故は増加傾向
- 自転車を酒気帯び状態で運転したときの死亡重傷事故率が高い

自転車の運転中の携帯電話使用等及び酒気帯び運転を禁止するとともに、罰則規定を整備し、交通事故を抑止

## ② 自転車等の安全を確保するための規定の創設【令和8年4月1日に施行】



同一方向に進行する自動車等対自転車事故のうち自転車の右側面が接触部位の事故割合は増加傾向（令和4年は53%にまで増加）

※令和6年の法改正に向けて令和5年に作成した資料であるため、令和4年までの統計データを使用

車道における自動車等と自転車等の側方接触を防止するため新たな義務として、自動車等が自転車等の右側を通過する場合において両者の間に十分な間隔がないとき、



自動車等

自転車等との間隔に応じた安全な速度で進行



自転車等

できる限り道路の左側端に寄って通行

# 令和6年 道路交通法の一部を改正する法律（自転車関係）

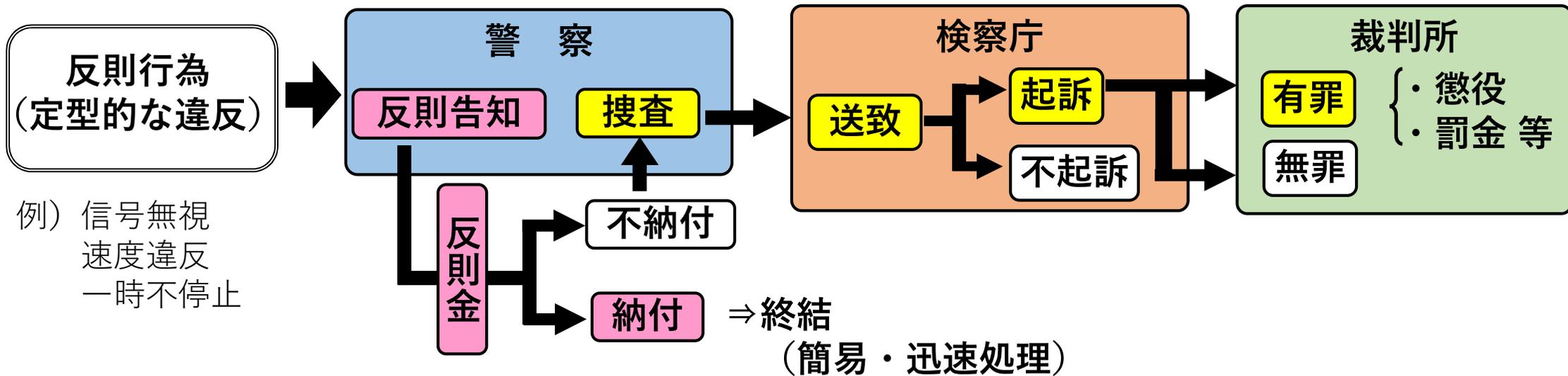
## ③ 自転車等に対する青切符（交通反則通告制度）の適用【令和8年4月1日に施行】

自転車の検挙件数が増加する中、現行の違反処理（刑事手続）では、取締り現場での長時間の手続や後日の出頭、前科が付く可能性



自転車等の運転者（16歳未満の者を除く。）がした一定の違反行為を交通反則通告制度（青切符）の対象とし、合理化

### 【交通反則通告制度と刑事手続との関係】



例) 信号無視  
速度違反  
一時不停止

※ 飲酒運転、無免許運転など、特に悪質な違反は制度の対象外

※ 反則金の納付は「任意」であるため、反則金を納付しないことにより、刑事手続による処理を選択することが可能

## <自転車関係>

- ① 自転車の酒気帯び運転の罰則を新設（自動車と同一）
- ② 車両提供罪、同乗罪、酒類提供罪も新設
- ③ 自転車運転中のながらスマホの罰則を整備（従来は都道府県公委規則において禁止）

### 自転車のスマホ・酒気帯び

# 罰則強化



ダメ!! ながらスマホ

ダメ!! 酒気帯び運転

令和6年11月1日  
道路交通法改正

#### 自転車運転中の新たな罰則

- 携帯電話使用等 → 最大1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
- 酒気帯び運転 → 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

警察庁・都道府県警察

### 令和6年11月1日 道路交通法の改正

## 自転車の危険な運転に 新しく罰則が整備されました

#### 運転中のながらスマホ



スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。  
※停止中の操作は対象外

違反者は、**6月以下の懲役又は10万円以下の罰金**

交通の危険を生じさせた場合、**1年以下の懲役又は30万円以下の罰金**

#### 酒気帯び運転および幫助



自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

違反者は、**3年以下の懲役又は50万円以下の罰金**

自転車の提供者は、**3年以下の懲役又は50万円以下の罰金**

酒類の提供者・同乗者は、**2年以下の懲役又は30万円以下の罰金**

#### 自転車運転者講習制度

「運転中のながらスマホ」、「酒気帯び運転」は自転車運転者講習制度の対象になります。

自転車運転者講習制度の対象となる違反（危険行為）を反復して行った者は講習制度の対象となります。※受講金令違反 5万円以下の罰金

危険行為 信号無視、指定場所一時不停止、進路踏切入り、安全運転義務違反、通行区分違反 など

重大事故を防ぐため、交通ルールを遵守しましょう。

# 本日本話したいこと

---

- 自転車を取り巻く交通事故情勢等について
- 令和6年 道路交通法の一部を改正する法律（自転車関係）の概要について
- **「自転車ルールブック」**について
- 「自転車の交通安全教育ガイドライン」等について
- 皆さまへのお願い

## 資料の目的と構成

### 目的

自転車への交通反則通告制度（青切符）の導入に当たり、自転車の基本的な交通ルールと警察の交通違反の指導取締りの基本的な考え方について周知を行い、自転車の安全・安心な利用を図るための資料（警察庁HPで公表）

### 構成

- ① 自転車への青切符の導入の背景と手続（導入の背景、検挙後の手続の変更点、青切符の対象とならない場合）
- ② 自転車の基本的な交通ルール（自転車安全利用五則の紹介）
- ③ 自転車の交通違反の指導取締り（基本的な考え方、指導取締りを重点的に行う場所・時間帯）
- ④ 青切符以外に、自転車で交通違反をしたときに受けることがある処分（自転車運転者講習、運転免許の停止）
- ⑤ 自転車の交通ルール

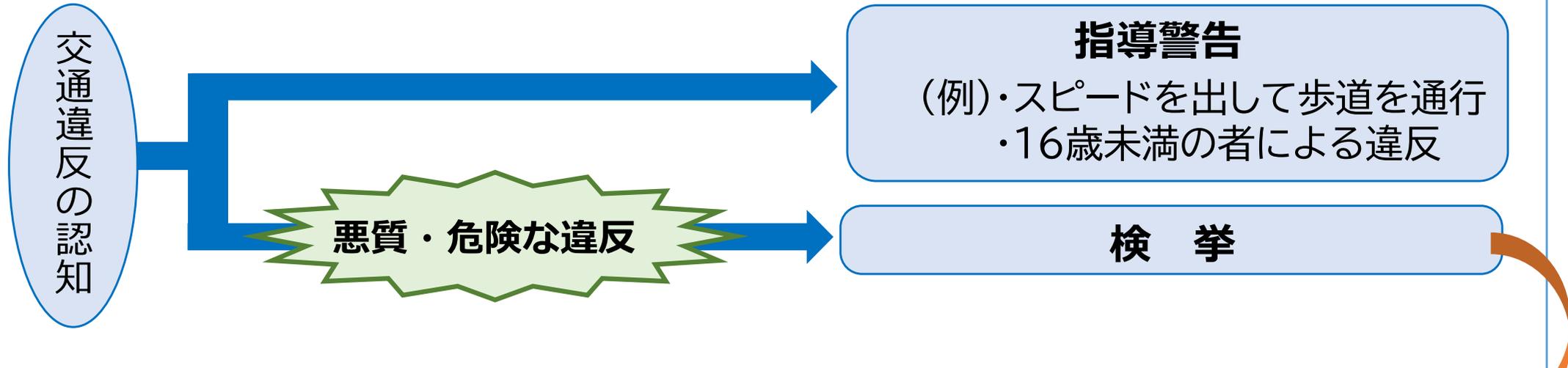
【ルールブック】



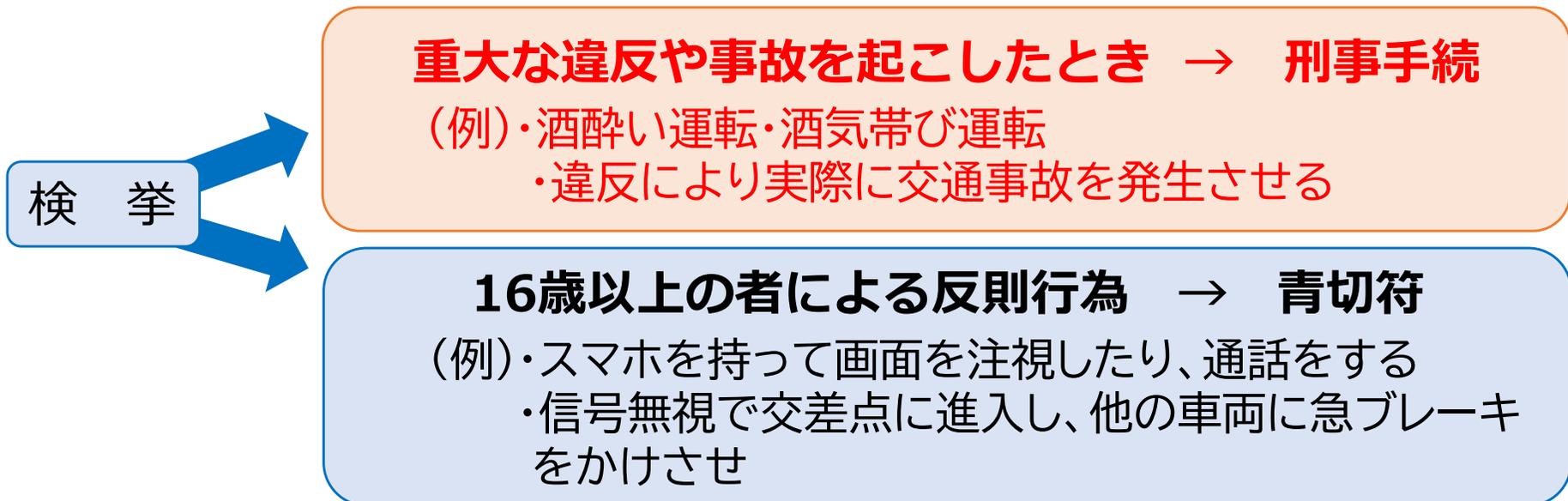
# 自転車ルールブックの内容

## 自転車の指導取締りの基本的な考え方

自転車の指導取締りの基本的な考え方 → 青切符の導入前後で変わらず



青切符の導入で変わるのは検挙後の手続



# 自転車ルールブックの内容

## 自転車の指導取締りの基本的な考え方

- 自転車の交通違反を認知した場合、**基本的には現場で指導警告**を実施
- ただし、その違反が交通事故の原因となるような、歩行者や他の車両にとって、危険性・迷惑性が高い**悪質・危険な違反**（「違反自体が悪質・危険なもの」①・②、「違反態様が悪質・危険なもの」③・④・⑤）であるときは**検挙の対象**
- 指導取締りは、自転車の交通違反と交通事故の防止が必要であるとして各警察署が指定した「**自転車指導啓発重点地区・路線**」等で、事故が多い**朝の通勤・通学時間帯や日没前後の薄暗い時間帯**を中心に重点的に実施

### 違反自体が悪質・危険なもの

\* 以下に記載している交通違反は例であり、これら以外の違反でも検挙の対象となり得ます。

- ① 刑事手続によって処理される重大な違反  
[ **検挙（刑事手続により処理）** ]

(例)



飲酒運転



あおり運転



ながらスマホで道路  
における危険を生じ  
させた場合

- ② 反則行為の中でも、重大な事故につながるおそれが高い違反  
[ **検挙（青切符が交付され、反則金を納付すれば手続終了）** ]

(例)



遮断踏切立  
入り



ブレーキなし  
自転車制動装置  
不良



ながらスマホ

# 自転車ルールブックの内容

## 違反態様が悪質・危険なもの

\* 以下に記載している交通違反は例であり、これら以外の違反でも検挙の対象となり得ます。

- ③ 違反により実際に交通事故を発生させたとき [ **検挙（刑事手続により処理）** ]

(例)



ハンドルから手を離して自転車を運転した結果、歩行者と衝突したとき

- ④ 違反の結果、実際に交通への危険を生じさせたり、事故の危険が高まっているとき [ **検挙（青切符が交付され、反則金を納付すれば手続終了）** ]

(例)



信号無視で交差点に進入し、青信号で進行している車両に急ブレーキをかけさせたとき



傘を差しながら一時不停止をしたとき

- ⑤ 違反であることについて指導警告されているにもかかわらず、あえて違反を行ったとき [ **検挙（青切符が交付され、反則金を納付すれば手続終了）** ]

(例)



警察官による指導警告に従わず、右側通行を継続したとき



前方に指導取締りを行っている警察官の姿を認めながら、それを気にすることなく、指導警告のいとまもなく信号無視をしたとき

# 本日本話したいこと

---

- 自転車を取り巻く交通事故情勢等について
- 令和6年 道路交通法の一部を改正する法律（自転車関係）の概要について
- 「自転車ルールブック」について
- **「自転車の交通安全教育ガイドライン」等について**
- 皆さまへのお願い

# 自転車の交通安全教育の充実化に向けた官民連携協議会について

## 目的

様々な自転車の交通安全教育に係る実施主体の情報共有の拠点とするとともに、それぞれの知見等を取り入れた**自転車の交通安全教育に係るガイドラインの策定**等、交通安全教育の更なる充実化を図るために設置するもの

## 構成員

- ◆ 自転車関係団体
- ◆ その他関係団体・企業

- ◆ 自転車関係企業
- ◆ 関係府省庁 等

- ◆ 教育関係団体・企業

※事務局：警察庁交通局交通企画課

## 主な検討内容

- **自転車の安全教育ガイドラインの策定**
  - ・ 現行の交通安全教育の見直しについて
  - ・ ライフステージに応じた効果的な教育内容について
  - ・ 各実施主体が行う交通安全教育の好事例等の共有について
- **都道府県警察による公表制度の策定**
  - ・ 教育内容の平準化と質の担保について
  - ・ 実施主体（担い手）の拡充について
  - ・ 需要と供給のマッチングの促進について
- 効果的な広報啓発の手法等

## スケジュール

令和6年

### 【第1回～第3回】

- 現行の交通安全教育に係る整理・検討
- 各構成員の問題意識の共有

令和7年

### 【第4回～第7回】

- ライフステージ別の交通安全教育ガイドラインに係る検討
- 都道府県警察による公表制度に係る検討
- 効果的な広報啓発の手法等に係る検討

令和8年以降

### 【第8回】

- **ライフステージ別の交通安全教育ガイドラインの策定**
- **都道府県警察による公表制度の策定**

### 【令和8年春（改正道路交通法施行）以降】

- 交通安全教育に係る情報共有拠点
- 交通安全教育の運用状況を踏まえたガイドライン等の見直し・改訂

# 自転車の交通安全教育ガイドラインの策定について

## 概要

- 「自転車の交通安全教育の充実化に向けた官民連携協議会」を開催（令和6年7月）し、合計8回の協議会を経て「自転車の交通安全教育ガイドライン」を策定
- ガイドラインは、関係機関等の知見・経験を取り入れ、交通安全教育の実施に役立つよう、「**教育を行う際のポイント**」、「**コラム**」、「**事例**」等を掲載

## ガイドラインの目的と構成

### 目的

ライフステージごとの心身の発達状況や自転車の利用実態等を踏まえた自転車の交通安全教育を通じ、

**「技能」、「知識」、「行動・態度」**

を身に付け、

- 自転車の安全な運転に必要な知識及び技能を体系的に習得する
- 交通社会の一員としての自覚を持つ
- 自己や交通社会を共有する周囲の者の安全を確保して運転することができるようにする

ことを目的に、**自転車の交通安全教育に携わる幅広い方に活用してもらう**ためのもの

⇒ 警察庁HPに特設ページ（自転車ポータルサイト）を開設し、周知

### 構成

➤ 主に以下の2つのパートから構成

#### ① **ライフステージごと（※）の目標と教育内容**

- ※ 「未就学児」、「小学生（1～3年生）」、「小学生（4～6年生）」、「中学生」、「高校生」、「成人」、「高齢者」の7つ

【目標例】（小学生（4～6年生））

中学生（13歳）から安全に車道を走れるよう、左側通行の原則を徹底し、自転車に乗る上で必要な一通りの交通ルールと運転技能を身に付ける。

#### ② **各教育主体（※）の教育内容と教育方法の例**

- ※ 「販売事業者」、「レンタサイクル・シェアサイクル事業者」、「保護者・家族」、「学校等」、「雇用主事業者」、「自治体」、「交通安全教育を行う民間事業者や地域の団体」の7つの主体

➤ その他、実際の交通安全教育に活用できるよう、ガイドラインの活用方法、基本的な交通ルール、教材紹介、交通安全教育実施事業者の公表制度概要等を掲載

# 各教育主体の教育内容と教育方法の例（自治体・抜粋）

## 特色

- 地域の道路事情や住民の居住実態等を把握しており、地域の特性に応じた交通安全教育を地域に根ざした形で実施することができる。
- 関係機関・団体が開催する交通安全教室等について、住民に広く周知することができる。

### 教育を行うときのポイント

- ・地域の交通実態に応じた教育内容を検討するとともに、地域の交通安全活動の主体として関係機関や事業者等と連携して交通安全教育を推進しましょう。

## 主な教育の対象

### 全ライフステージ

### 教育を行うときのポイント

- ・対象者のライフステージに応じた教育内容を確認し、対象者の知識等の習得状況に応じて、教育内容や教育方法を検討しましょう。習得状況によっては、各ライフステージよりも前段階の教育内容を選択することも検討しましょう。

### 26 広報誌等を活用した高齢者への周知

警察庁交通局が令和6年に実施した調査研究では、高齢者に対しては、新聞・雑誌や自治体の広報誌など従来型の紙媒体による広報に優位性があるとされています。

例えば、高齢者に対しては、地域の道路における危険箇所や事業者等と連携した交通安全教室の開催案内を広報誌を使って周知することが効果的と考えられます。

# 各教育主体の教育内容と教育方法の例（自治体・抜粋）

## 「技能」の教育内容・教育方法の例

教育内容	各ライフステージで習得する技能
教育方法 (例)	<ul style="list-style-type: none"><li>・高齢者で増加する路外逸脱や転倒の防止のため、重い荷物を積んだ状態での自転車乗車体験等を内容とする交通安全教室の開催</li><li>・事業者等と連携した自転車の安全な乗り方に関する交通安全教室の開催</li></ul>

## 「知識」の教育内容・教育方法の例

教育内容	各ライフステージで習得する知識
教育方法 (例)	<ul style="list-style-type: none"><li>・自治体の広報誌、ウェブサイト等を通じ、地域の住民に対して交通ルールを周知</li><li>・ヘルメットの正しい着用とその効果・必要性の説明、ヘルメット着用の促進（参照：p.24「<b>8</b> 正しいヘルメットの着用の仕方」、p.32「<b>14</b> ヘルメット着用が必要なのはなぜ？」）</li></ul>

## 教育を行うときのポイント

- ・地区の集会を開催したときに、リーフレット等を配布して交通ルールについて説明したり、広報誌等を有効活用して自転車の安全利用を呼び掛けたりしましょう。

## 「行動・態度」の教育内容・教育方法の例

教育内容	各ライフステージで習得する行動・態度
教育方法 (例)	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域の道路における危険箇所の呼び掛けと通行時の留意点について説明</li><li>・交通安全イベントの開催や交通安全ボランティアの募集等を通じた地域の安全な交通社会づくりに対する意識の醸成</li></ul>

# 「自転車ポータルサイト」及び「自転車の交通安全教育実施事業者公表制度」について

## 自転車ポータルサイト

- 警察庁の「自転車ポータルサイト」では、教育主体が自転車の交通安全教育で活用できるよう、自転車の交通安全教育を行っている民間事業者、関係機関、都道府県警察等が展開する教育教材を紹介
- 教育教材は、ライフステージに応じて参照できるように整理
- 公開時期は令和7年12月中を予定
- 公開後もウェブサイト上で優れた教育教材を広範かつ継続的に募集し、掲載する教育教材を拡充

【掲載する教育教材の一例】



小学生向け交通安全教育ムービー  
(全国共済農業協同組合連合会)



うんこ交通安全 自転車編 (ゲーム)  
(トヨタ・モビリティ基金)

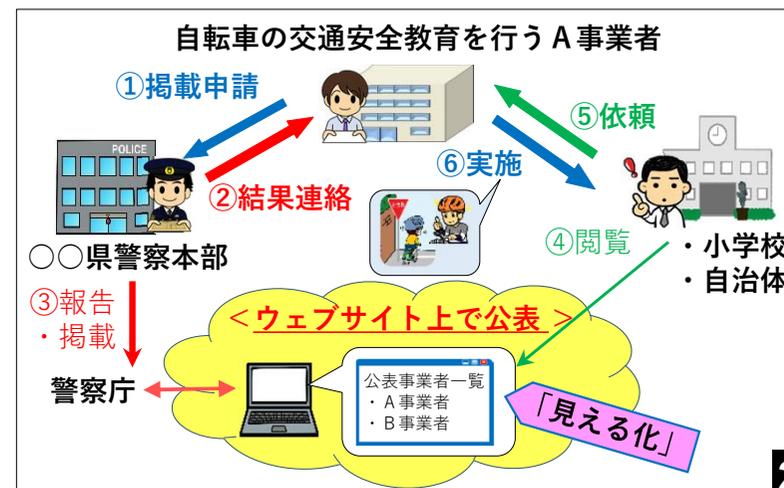


交通安全ワークシート  
(京都府警察)

## 自転車の交通安全教育実施事業者公表制度

- 自転車の交通安全教育ガイドラインに即した効果的な自転車の交通安全教育を行う事業者・団体等を、警察において「自転車の交通安全教育実施事業者」として公表
- 公表の申請は都道府県警察で受理し、公表の対象となった事業者・団体等は、各都道府県警察のウェブサイトのほか、警察庁の「自転車ポータルサイト」に掲載
- 申請の受付は令和8年1月の開始を予定しており、同時期に各都道府県警察のウェブサイト等において公表

【公表制度のイメージ】



# 本日本話したいこと

---

- 自転車を取り巻く交通事故情勢等について
- 令和6年 道路交通法の一部を改正する法律（自転車関係）の概要について
- 「自転車ルールブック」について
- 「自転車の交通安全教育ガイドライン」等について
- **皆さまへのお願い**

# 皆さまへのお願い

「自転車の交通安全教育ガイドライン」、「自転車ルールブック」、「自転車ポータルサイト」を御活用いただき、

- 「自転車安全利用五則」をはじめとする自転車の基本的な交通ルールの周知徹底
- 「乗車用ヘルメット」の着用促進に向けた取組強化

をお願いします。

## 自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

【ガイドライン】



【ポータルサイト】



【ルールブック】



## 自転車安全利用五則

① 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先

- ★ 歩道を通行できる場合は、車道寄り  
をすぐに停止できる速度で通行しな  
ければいけません。
- ★ 自転車は、歩道と車道の区別がある道路  
では、車道通行が原則です。
- ★ 歩行者の通行を妨げる場合は、  
一時停止しなければいけません。

「普通自転車歩道通行可」の標識や標示  
がある場合、普通自転車は歩道を通行  
することができます。

普通自転車歩道通行可

### ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

- ★ 信号は必ず守り、渡るときは安全を確認  
しましょう。
- ★ 一時停止標識のある交差点では、必ず  
止まって、左右の安全を確認しましょう。



### ③ 夜間はライトを点灯

- ★ 夜間は必ずライトを  
点灯し、反射器材を  
備えた自転車を運転  
しましょう。



### ⑤ ヘルメットを着用

- ★ 自転車を利用する全ての人は、事故の被害  
を軽減させるため、乗車用ヘルメットをかぶり  
ましょう。
- ★ 児童・幼児を保護  
する責任のある人は  
児童・幼児が自転車  
に乗るときは、乗車用  
ヘルメットをかぶらせ  
ましょう。

